

5. 土地改良事業等における工事の安全対策の留意事項について

平成4年7月1日4 - 75
農林水産省構造改善局建設部長

土地改良事業等における工事施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「土地改良事業等における工事の安全対策について」(平成4年5月27日付け4構改D第308号)等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに工事の安全対策について一層の充実を図るため、別紙のとおり「土地改良事業等における工事の安全対策の留意事項」を定めたので、事業執行に当たり留意されたい。

なお、貴局管内の都道府県等関係機関にも連絡願いたい。

別紙

土地改良事業等における工事の安全対策の留意事項

1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国債工事等を活用するなどして工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定に当たっては、施工の安全性の評価にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する施工業者を選定すること。
- (3) 発注の準備を計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。工事用地の確保等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は適切に翌債の手続きをとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越えるおそれがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。

2. 設計段階における安全施工の配慮

- (1) 工事は気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか騒音、振動等に対する社会的配慮から施工手段、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全を配慮した施工方法の検討をすること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、実施設計業務実施時に安全施工に係る項目について、その内容を精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、「土地改良事業等における工事の安全対策に関する措置について」(平成4年6月10日付け第4-59号)により設計審査会を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

(4) 積算の前段となる施工計画を策定するに当たっては、関係法令及び「土木工事等施工技術安全指針」等各種技術指針に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に注意すること。

イ. 施工方法

工事現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全性の確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ. 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工途中の安全性は仮設の適否に左右される面が大きいので、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分配慮すること。

3. 適正な積算の実施

(1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費及び仮設費等に適切に計上すること。

(2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項は設計図書等に施工条件の明示を行い、これに必要な経費を適切に計上するよう十分留意すること。

特に、直接工事に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、率による計とせず個別に計上するよう十分留意すること。

(3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛、機械損料、当務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給状況に応じて月毎等の短い期間に価格が大幅に変動する可能性があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されるよう留意すること。

4. 適正な工期の設定

(1) 工期を適正に設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降水（降雨・降雪）等による作業不能日数を加えること。

同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なってくることに注意すること。

(2) 工期を設定する際には、特に、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、全土曜日を見込むこととしたので留意すること。また、降水等による作業不能日数についても設計図書等に明示すること。

(3) 工事の発注にあたっては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、需要が多く入手に期間を要する資材を用いる場合には、資材の調達に必要な期間を十分に見込むこと。

(4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる可能性がある場合は協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これら

の条件に変更があり必要があると認められる場合は、設計変更により工期を変更すること。

5. 適切な仮設備及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については指定仮設とすること。
 - イ. 河川等における仮締切、又は、仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ロ. 特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ハ. 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ニ. 施工事例が少なく、施工方法の予測が困難な場合
 - ホ. その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、必要に応じて設計審査会、経験豊富な技術者等の助言を活用するなど指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6. 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書等に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
 - イ. 現道交通を確保しながらの施工となり、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ. 供用中の道路上の工事について、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関との協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ. 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道・送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
 - ニ. 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩れ等の生じるおそれがあり、防護施設を設置する必要がある場合
 - ホ. その他、工事施工の安全確保のため施工条件の明示が必要な場合

7. 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について徹底させること。
 - イ. 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ. 作業時に危険を予知した場合には、ただちに作業を中止し、作業員等を安全な場所に退避させること。
 - ハ. 異常箇所 の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やか

に工事一時中止の措置を講じること。

また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

8. 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 工事施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づき安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) (3)の安全に関する訓練等としては、下記のとおり考えられるので、この点を十分考慮し適切に請負業者を指導すること。
 - イ. 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - ロ. 工事内容等の周知徹底
 - ハ. 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
 - ニ. 工事における災害対策訓練
 - ホ. 工事現場で予想される事故対策
 - ヘ. その他、安全・訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、写真・ビデオ又は実施状況報告書等により報告させること。

9. 工事現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員が安全な作業実施に資するため、作業員の健康な身体と精神を保持できるように、現場事務所等の作業環境の改善への配慮を行うこと。

このことから、工事の発注に当たっては、工事の内容に応じて作業環境への措置を講ずる場合には、設計図書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

10. 工事現場における連絡体制の整備

現場において、工事を安全かつ円滑に実施するため発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。

11. 工事の安全対策に向けた活動

- (1) 工事において発生した事故について、事故にいたるメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講ずることで類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらにこれらを調査し分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法にかかわる安全対策の充実を図ること。

- (2) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術の開発や民間等で開発された新技術を積極的に活用するなど環境整備を行うこと。
- (3) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者との間で安全管理対策協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動に参画すること。
- (4) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう必要に応じて、説明会の開催など広報活動の推進を図ること。